

こ成事第 431 号
令和 5 年 8 月 22 日
こ成事第 65 号
令和 8 年 4 月 8 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
児童相談所設置市長
市区町村長

こども家庭庁成育局長

老朽民間児童福祉施設等の整備について

社会福祉法人が設置する児童福祉施設等及び障害児施設等の老朽化に伴う改築整備（以下「老朽民間児童福祉施設等整備」という。）については、昭和 38 年度から年次計画によりその整備の促進を図っているところであるが、現在もなお、老朽の程度の著しい民間児童福祉施設等が相当数残されていることにかんがみ、引き続きその整備の促進を図っていくこととしており、この交付金の交付については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）によるほか、次によることとし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、令和 4 年度以前に交付された交付金の取扱いについては、従前の例によるものとする。

1 老朽民間児童福祉施設等整備の趣旨

老朽民間児童福祉施設等整備は、老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難いものについて、入所者の安全性を確保する必要があることから、これを促進するため、交付金の交付に当たって優先的に採択する。また、社会福祉法人がこの整備に係る費用を独立行政法人福祉医療機構から借り入れた場合、この借入金については利子を徴しないこととする。

2 老朽民間児童福祉施設等整備の対象施設

この整備の対象となるのは、社会福祉法人が設置する（１）に定める施設であって、（２）に定める期間内に整備するもの。

（１）対象となる児童福祉施設等

（対象施設）

別表に掲げる「次世代育成支援対策推進法第１１条第１項に規定する交付金に関する内閣府令（平成１７年厚生労働省令第７９号）第１条第２項」に規定される児童福祉施設等及び障害児施設等とする。

（２）適用期間

令和８年度から令和１２年度（５年計画）

3 対象事業

この整備の対象となる事業は、次のとおりである。

（１）木造による施設の場合

別紙１に掲げる算定方法によって得た老朽度が当該各施設の居室について、別表の右欄に掲げる基準定員を満たす居室とするための施設の改築整備事業（１施設で２以上の建物（棟）がある場合には、個々の建物（棟）を単位としてその一部の改築を含む。以下同じ。）にあっては、５，５００点以下をそれ以外にあっては４，５００点以下のものを施設の改築整備事業とする。

（２）ブロック造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、トラスが鉄製のものについては３０年、その他のものについては、２５年を経過したもの、又は、別紙２に定めるところにより算定して得た現存率が７０％以下のものとする。

（３）鉄筋コンクリート造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、５０年を経過したもの、又は、別紙２に定めるところにより算定

して得た現存率が70%以下のものとする。

4 交付基準

(1) 本体工事費

交付要綱の別表2及び別表6に定めるところによるものとする。

ただし、当該施設の用に供することのできる部分であって、3による対象事業とならない部分については、原則としてこれを控除する等の調整を行う。

(2) その他の工事費

交付要綱の別表2及び別表6に定めるところによるものとする。

ただし(1)のただし書の規定により調整が行われる場合は、その他の工事費についてもこれに見合う調整を行うことがある。

なお、この対象とならない工事費等について一般整備の改築対象として認める場合もあるので別途協議すること。

5 独立行政法人福祉医療機構

老朽民間児童福祉施設等整備に要する資金の法人自己負担額の全部又は一部については、独立行政法人福祉医療機構において同機構の定める貸付基準に基づき融資する。

6 その他の取扱い

(1) 改築後転用を予定している施設又は利用率の低い施設については対象としないものであること。

(2) 対象とする施設は、社会福祉法人の設置に係るものであって、施設の経営実績、将来性及び当該法人の財源措置等が確実なものであること。

(3) 整備後の構造については、この整備の趣旨から耐火構造又は準耐火構造とする。

ただし、木造についても個別に認める場合もあるので、整備後の構造を木造で計画しているものについては個別に協議されたい。

別表

次世代育成支援対策推進法第 11 条第 1 項に規定する交付金に関する内閣府令（平成 17 年厚生労働省令第 79 号）第 1 条第 2 項に規定される児童福祉施設等及び障害児施設等

施設種別		基準定員	
		定員	基準定員の内容
児童福祉法	乳児院	—	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 （昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）
	母子生活支援施設	1 世帯以下	
	保育所	—	
	児童養護施設	4 人以下	
	児童心理治療施設	4 人以下	
	児童自立支援施設	4 人以下	
	福祉型障害児入所施設	4 人以下 （乳幼児のみの場合 6 人以下）	
	医療型障害児入所施設	—	